

2020年4月吉日

健保だより 46

新電元工業健康保険組合
理事長 白羽 真

日頃より健保組合の取組みに対し、ご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

やわらかな春風を頬に感じる心華やぐ頃となりましたが、皆様、体調にお変わりはありませんか？

喫煙者にとって一服は至福のひと時かもしれませんが、その一方で、望まない受動喫煙で困っている人が周囲に大勢いることをあなたは考えたことがありますか？

2002年に受動喫煙対策が努力義務として盛り込まれた『健康増進法』が制定され、この法律をきっかけに公共交通機関やオフィスなど様々な場所で禁煙や分煙の取組が広がって行きました。しかし当時、店舗や施設によって対策はまちまちで、受動喫煙にさらされる機会は依然として続いていました。そこで、2018年7月に健康増進法の一部が改正され、受動喫煙を防ぐための取組が「マナー」から「ルール」へと変わりました。

そして本日（2020年4月1日）より全面施行されます。「望まない受動喫煙」の防止を目的に、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者などに特に配慮し、施設の種類や場所ごとに対策を実施することが改正の柱です。

改正法は段階的に施行されました。2019年1月24日から喫煙場所を設置する場合の周囲への配慮義務が施設管理者に課せられ、同年7月から学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎などは敷地内禁煙となり、この4月からはこれら以外の飲食店やオフィスなどの施設が原則屋内禁煙となります。

但し、飲食店などでは当分の間、喫煙専用室（飲食不可）や加熱式たばこ専用喫煙室（飲食可）の設置が認められますが20歳未満の入室は禁じられます。

また、経過措置として既存の経営規模や客席面積の小さな飲食店は指定された標識を掲示すれば店内の喫煙は可能となります。

厚生労働省が1月に発表した「国民健康・栄養調査」（2018年）によると、喫煙者の割合は17.8%（男性：29.0%、女性：8.1%）で、過去10年間の推移を見ると男女とも減少傾向が続いています。30～60歳代男性の喫煙率はいまだ3割を超えていますが、たばこをやめたいと思っている人も増えており、喫煙者全体の32.4%に上ります。特に男性は50歳代（36.1%）、70歳代（40.2%）、女性は50歳代（48.2%）で割合が高くなっています。

たばこの煙には、発がん物質など有害物質が多く含まれており、その弊害が大きく、慢性閉塞性肺疾患（COPD）や肺がんの原因となるばかりか、その煙を吸う周囲の人の健康にも悪影響を与えます。近年は禁煙外来（健康保険適用）のある医療機関も増え、禁煙に対する意識や理解も高まっています。

今回の改正健康増進法の全面施行実施に伴い、受動喫煙対策に拍車がかかり、これを機に『禁煙』が一気に進むことに期待したいものです。

以上